

国民年金



4月から

国民年金保険料が変わります

平成17年4月から国民年金保険料が、月額13,580円に変わります。

保険料の納付は

口座振替がオトクです

①保険料の前納を口座振替にする
と割引額が増えます。

17年度分の保険料を口座振替で一括して前納すると、3,420円の割引となります。(現金払いは2,890円割引)

※6ヶ月前納する場合にも口座振替が有利です。

口座振替での前納は、平成17年3月中旬までに金融機関又は、社

会保険事務所へ申込みが必要となります。

口座振替日は4月末日(今年は4月末日が休日のため、5月2日(月)です)。

なお、すでに口座振替で前納されている方は、届出の必要はありません。

②月々の口座振替に早割(当月保険料の当月引落し)制度ができました。

通常の口座振替(当月保険料の翌月引落し)の他に、当月保険料が当月末に40円割引で引落しになる「早割」制度ができました。申込み用紙は、社会保険事務所に請求するか、社会保険庁ホームページから印字(プリントアウト)することもできます。

★社会保険庁ホームページ

<http://www.sia.go.jp/>

なお、保険料半額免除の承認を受けている方の口座振替は、通常の口座振替の申込みとなります。

特別障害給付金制度が

始まります

障害の状態にあつて障害基礎年金等を受給していない方に対して、福祉的措置を講じる観点から給付

金の支給を行う制度が、平成17年4月1日から始まります。

■対象となる方は・・・

・平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生

・昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった厚生年金保険等に加入していた方の配偶者

であつて、任意加入していなかった期間中に生じた傷病が、現在、障害基礎年金の1・2級相当の状態にある方です。

請求の受付は、4月1日から住民課国保年金係で開始します。給付金の支給は、請求書を受付した月の翌月からとなります。支給の決定まで数ヶ月必要となりますが決定すれば、請求書の受付月の翌月まで遡つて支給されます。

なお、収入や他の年金受給の状況によって支給が制限される場合があります。

※問い合わせ先

千葉社会保険事務局

☎043-207-8843

千葉社会保険事務所

☎043-242-6327

住民課国保年金係

☎82-8814

3月13日は、千葉県知事選挙の投票日です。



「夢たくす
明るい政治に
この一票」

有権者の皆さん、棄権せず必ず投票しましょう!